

「平成20年岩手・宮城内陸地震」に関する緊急要望

去る6月14日、岩手県内陸南部で発生した「平成20年岩手・宮城内陸地震」は、尊い人命が失われ、負傷者も多数にのぼっている。また、道路、文教施設、家屋等に多大な被害を与え、地域住民の生活や経済活動等に大きな影響をもたらしている。

被災町村は、県等の支援を得ながら、なお断続的に余震が続く不安の中で復興作業等を行っているところであるが、財政基盤が脆弱であり、一日も早い復旧・復興を図り、地域の存立基盤を確保するため、各般に亘る支援が必要となっている。

よって、国は下記事項について、特段の措置を講じられたい。

記

1. ライフライン施設の早期復旧について

道路などのライフライン施設を早期に復旧すること。

2. 激甚災害の早期指定について

「平成20年岩手・宮城内陸地震」について、激甚災害に早期に指定するとともに、激甚災害の適用とならない町村にも、実質的に同等の支援がなされるよう、現行制度の一層の拡充を図ること。

3. 地方交付税、地方債等による地方負担に対する財政措置について

災害復旧事業等の実施には相当な費用が見込まれ、被災町村の財政が著しく圧迫されるので、町村に対する財政支援として、次の事項について、その実現を図ること。

- (1) 災害救援、災害復旧等の特別な財政需要に対し、地方交付税の算定において、十分な措置を講じること。
- (2) 災害復旧事業の財源となる地方債の所要額の確保に支障のないよう対応すること。

平成20年6月17日

全国町村会長
山本文男